

助成対象基準

| 助成対象者 | 助成対象事業及び助成金の範囲等 | | | |
|--|--|---|---|---|
| | 地域交流や地域福祉に関する事業 | 施設の修繕 | 備品の購入（5か年備品管理すること） | |
| (1) 社会福祉法人 (2) NPO法人等 (無認可保育所等を含む) | 20万円以上100万円以下 ・ 地域住民との文化・レクリエーション交流 ・ 地域住民と連携した社会福祉活動等に要する経費 ・ 住民啓発、福祉教育に要する経費 | 20万円以上250万円以下 例示：入浴施設、トイレ、 機能の回復訓練室等の 改良等に要する経費、 手すり、スロープ | 助成率： 2/3以内かつ200万円以内 助成対象： 送迎用及び福祉用車両 (更新の場合は8年経過又は走行 距離が15万Km以上) | 20万円以上100万円以下 ・ 入浴補助用具 ・ 介護用特殊寝台 ・ 車椅子 |
| | | | 助成率： 3/4以内かつ200万円以内 助成対象： 送迎用及び福祉用車両 (更新の場合は8年経過又は走行 距離が15万Km以上) | ・ 体位変換器 ・ リハビリ訓練機 ・ パソコン など |
| (3) ボランティア団体 | 20万円以上100万円以下 ・ 介護・家事援護 ・ 外出時の援助 ・ 視聴覚障害者等の援助 ・ 社会福祉施設への演劇訪問 ・ 給食サービス など | | | 20万円以上100万円以下 点訳機 パソコン 給食配膳機 など |

ただし、地域交流や地域福祉に関する事業、施設の修繕及び備品の購入に要する経費とする。(新設に要する経費は対象外とするが、備品についてはこの限りではない。)

参考資料：①法人全体の直前期決算及び今年度予算書の提出を求める。

②県、市町村、財団等からの助成金があれば、それも明らかになるよう資料を徴する。

助成対象者：(1)社会福祉法人(第1種社会福祉事業を行うもの、第2種社会福祉事業を行うもの)

(2)NPO法人等(公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例社団法人、特例財団法人、特定非営利活動法人(社会福祉法第69条第1項の届出をしたもの))

(3)ボランティア団体(社会福祉事業に係る民間奉仕活動を行い、概ね10名以上で構成され、1年以上の実績があるもの)

審査にあたっては、妥当性、緊急性、重要性の視点から点数化する。

妥当性：単にあつたら良い程度ではなく、助成するに値するものかどうかを評価(事業自体が適切か)

緊急性：消防署、保健所等から安全性を指摘されたときなど、事が重大で急を要することの度合いを評価

重要性：根本的に重大なこと。(やるべきことが何点かあるとすると、第一順位に位置づけられるもの)